

船員労働災害防止優良事業者（一般型）の募集

平成20年4月24日
九州運輸局 海上安全環境部
船員労働環境課
担当：原田・白男川
電話：092-472-3175

国土交通省では、船員の労働災害防止に自主的に取り組んでいる船舶所有者を優良事業者として認定するため、平成20年度の「船員労働災害防止優良事業者（一般型）」を下記の通り募集します。

記

1. 募集期間

平成20年5月1日～平成20年6月30日

2. 募集内容

船員労働災害防止優良事業者（一般型1級）

（要件）船員労働災害防止優良事業者（一般型2級）の認定を受けている者で、過去5年間に船員法及び船員災害防止活動の促進に関する法律の違反がなく、災害・疾病の発生状況が基準内であること。

船員労働災害防止優良事業者（一般型2級）

（要件）過去3年間に船員法及び船員災害防止活動の促進に関する法律の違反がなく、災害・疾病の発生状況が基準内であること。

3. 申請書類

- ・認定申請書
- ・使用する全ての船舶毎に記入した「安全衛生チェックリスト（船災防モデル全船共通）」

4. 申請書類提出窓口

管轄地方運輸局・運輸支局・海事事務所

5. 認定されると

- ・認定証と認定ステッカーが交付されます。
- ・国土交通省のHPなどに公表されます。
- ・HPなどに認定事業者であることを掲載し、また、ロゴマークを使用することができます。
- ・船員求人票に認定事業者であることを記載することができます。

船舶所有者規模別災害疾病発生人数基準表

○ 船員労働災害防止優良事業者（一般型1級）の認定の要件

認定申請日以前5年以内に発生した災害又は疾病のために引き続き3日以上休業した船員が次の員数以下で、かつ、死亡し又は行方不明となった者がいないこと。

常時使用する船員数	1～100人	101～200人	201～300人	301人～
3日以上休業した船員数	1人	2人	3人	4人

○ 船員労働災害防止優良事業者（一般型2級）の認定の要件

認定申請日以前3年以内に発生した災害又は疾病のために引き続き3日以上休業した船員が次の員数以下で、かつ、死亡し又は行方不明となった者がいないこと。

常時使用する船員数	1～60人	61～130人	131～200人	201～260人	261～300人	301人～
3日以上休業した船員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人

※ 「常時使用する船員」とは、「災害発生状況報告書」における「常時使用する船員」と同一である。